

## 三宅村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

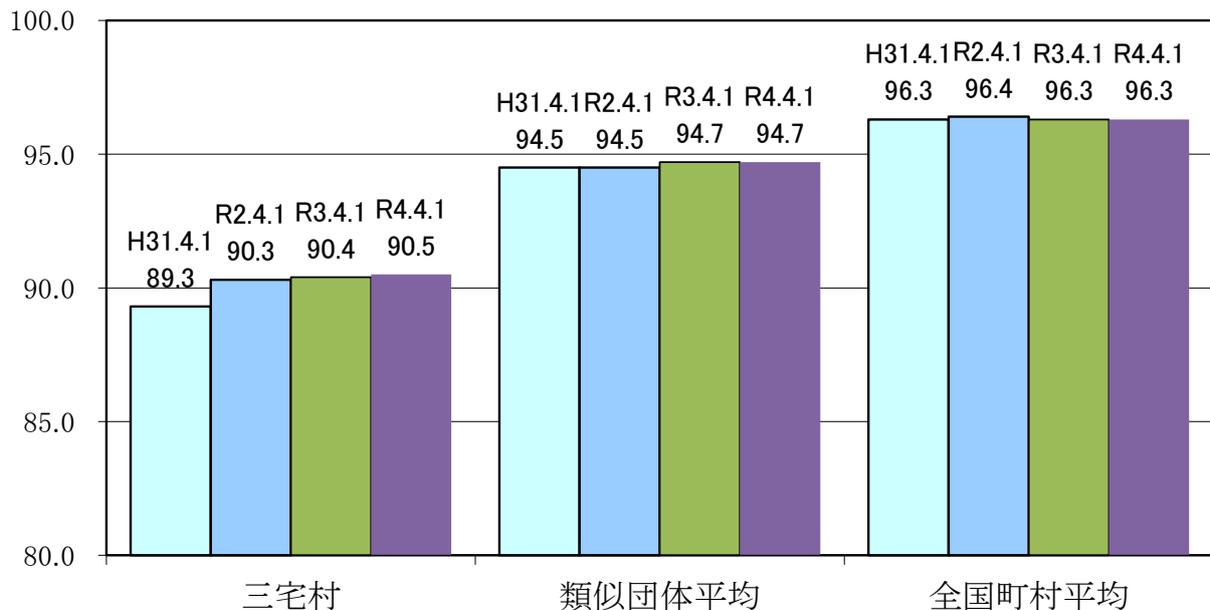
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	2,362	4,553,200	194,155	662,033	14.5	14.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	86	317,235	39,764	99,595	456,594	5,309	5,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動がラスパイレス指数上昇の主な影響要因と考えられる。全国平均や類似団体平均と比較し、ラスパイレス指数は低い水準であるため、今後も人事評価制度を十分に活用し適正に運用していく。

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し  
 [ **実施**      未実施 ]

実施内容

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据え置き。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ② 地域手当の見直し  
 地域手当制度導入なし
- ③ その他見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	40.3 歳	279,236 円	326,466 円	299,170 円
東京都	42.3 歳	316,417 円	453,549 円	398,484 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	40.9 歳	290,443 円	335,143 円	317,423 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		三宅村	東京都	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	183,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	145,600 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

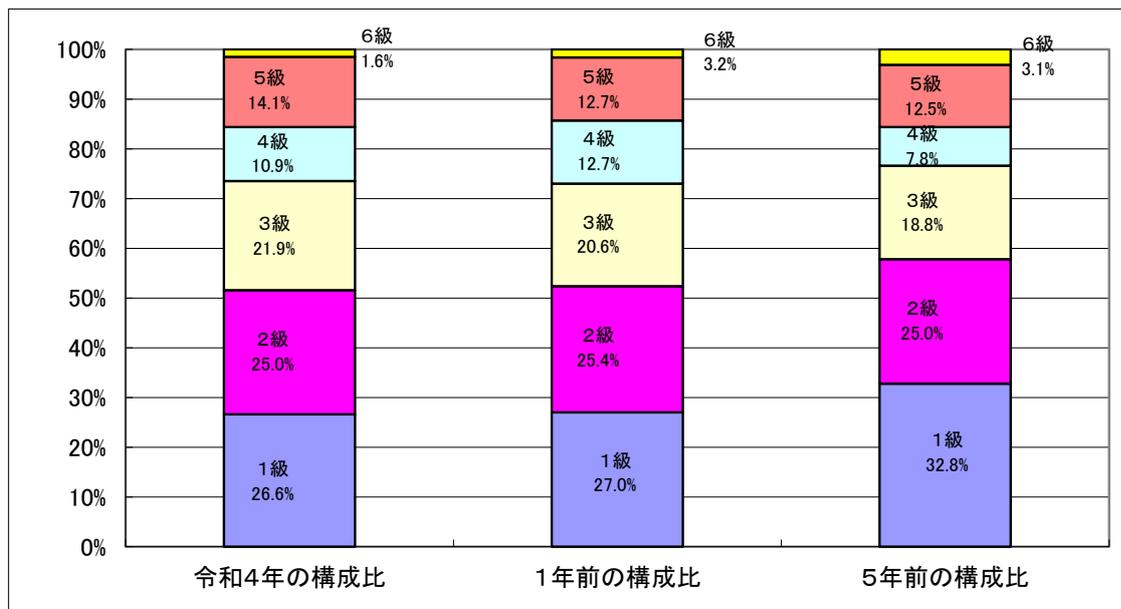
区 分		経験年数10年～14年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年
一般行政職	大学卒	260,440 円	360,100 円	332,000 円
	高校卒	234,000 円	285,275 円	337,240 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	統括課長	1人	1.5%	319,200円	410,200円
5級	課長	9人	14.1%	289,700円	393,000円
4級	課長補佐	7人	10.9%	264,200円	381,000円
3級	係長	14人	21.9%	231,500円	350,000円
2級	主任	16人	25.0%	195,500円	304,200円
1級	主事	17人	26.6%	146,100円	247,600円

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）（令和4年4月1日現在）

給料表は国に準じているため、国と同じ。

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,233 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,788 千円	—
期末手当 2.55 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 ( 1.35 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.00 )月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(三宅村)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%加算			・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 2,054 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

三宅村は地域手当制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)	1,648 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	68,667 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	21.8 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病が発生、または発生の恐れのある場合の防疫作業に従事したとき	0円	日額500円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業に従事したとき	0円	日額病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間において行われる看護師の業務	1,565千円	日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事したとき	83千円	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	37,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	388 千円
支給実績(2年度決算)	21,441 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	221 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者・父母等6,500円 子 10,000円 15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		5,493 千円	211,269 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額)28,000円	同		6,614 千円	254,385 円
通勤手当	通勤のため自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 ・交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて 2,000円～31,600円	同		3,881 千円	56,246 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 59,500円 統括課長 62,300円	異なる	支給対象が異なる	7,888 千円	717,091 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,200円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	給料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
村 長	710,000 円	810,000 円/	455,000 円
	副 村 長	630,000 円	650,000 円/
議 長	250,000 円	360,000 円/	140,000 円
	副 議 長	200,000 円	320,000 円/
議 員	180,000 円	300,000 円/	100,000 円
	村 長	(3年度支給割合)	
副 村 長	3.35	月分	
	議 長	(3年度支給割合)	
副 議 長	3.35	月分	
	議 員	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
村 長	710,000円×在職年数×4.0	11,360,000	任期毎
	副 村 長	630,000円×在職年数×3.0	7,560,000
備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

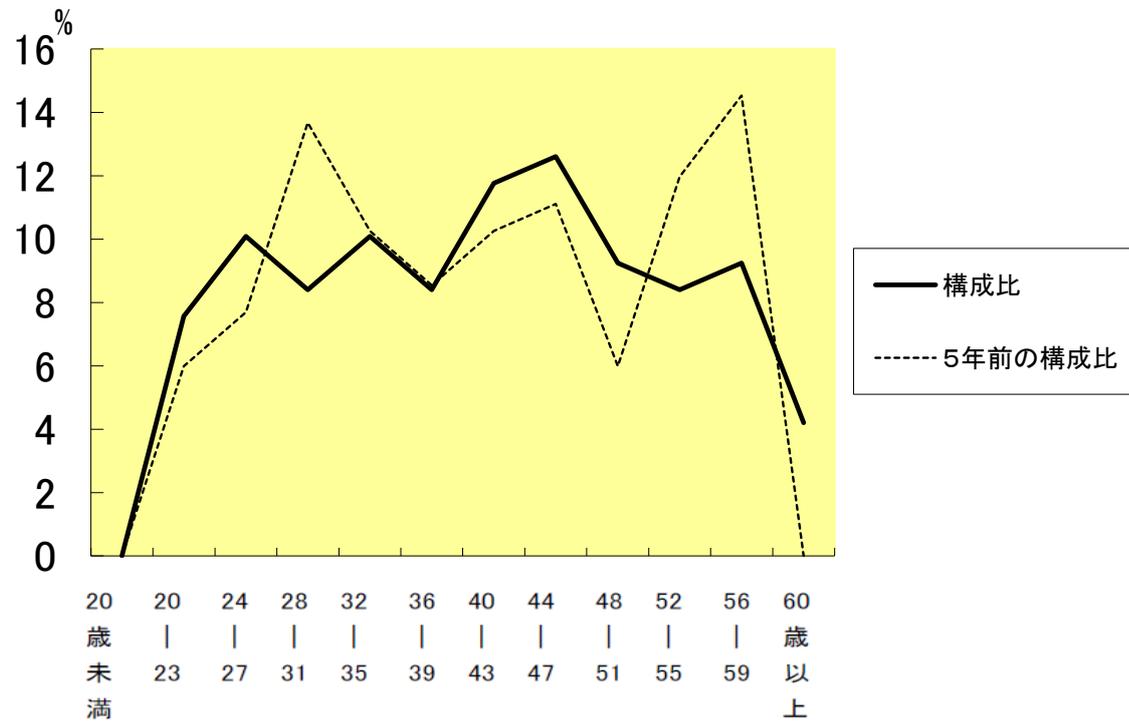
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	2	1	欠員補充 事務の統廃合縮小 業務増
		総務	29	28	△ 1	
		税務	4	4	0	
		民生	14	15	1	
		衛生	6	6	0	
		農水	4	4	0	
		商工	3	3	0	
土木		4	4	0		
	計	65	66	1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 279.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 214.30人)	
	教育部門	5	6	1	欠員補充	
	消防部門	16	16	0		
	小 計	86	88	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 372.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 249.67人)	
会計部門 公営企業等	水道	2	3	1	業務増 欠員補充	
	診療所	17	18	1		
	交通	8	8	0		
	その他	2	2	0		
	小 計	29	31	2		
合 計			115	119	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 503.81人
			[126]	[126]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	12人	10人	12人	10人	14人	15人	11人	10人	11人	5人	119人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	65	64	67	66	65	66	1 (1.5%)
教育	6	6	5	7	5	6	0 (0%)
消防	17	17	15	17	16	16	△1 (△5.9%)
普通会計	88	87	87	90	86	88	0 (0%)
公営企業等会計	29	27	27	31	29	31	2 (6.9%)
総合計	117	114	114	121	115	119	2 (1.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 一般旅客自動車運送（バス）事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	107,430	861	51,207	47.7	48.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	9	27,425	5,100	10,053	42,578	4,731

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,326

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (A)
三宅村	49.2 歳	253,909 円	401,025 円
団体平均	— 歳	316,754 円	523,767 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当、イ 退職手当 ウ 地域手当の制度は、三宅村普通会計と同様です。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	2,304 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	256 千円
支給実績(2年度決算)	2,725 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	363 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	一般行政職制度と同様	同		948 千円	237,000 円
住居手当				316 千円	105,366 円
通勤手当				317 千円	39,712 円
管理職手当				— 千円	— 円
宿日直手当				— 千円	— 円